

## 高松市週休2日モデル工事Q&A

(R6.4.1~)

規定等	No	Q質問	A回答
要領	第2条	1	<p>要領第2条第1号に規定している「現場着手日」とはどの時点か。</p> <p>工事着手日（工期の始期）以降の実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務）に着手する日をいいます。</p>
		2	<p>要領第2条第1号に規定している「現場作業完了日」とはどの時点か。</p> <p>原則、高松市発注工事では特記仕様書により、「しゅん工日の2週間前までに現場作業を完了すること」と定めています。そのため、しゅん工日の2週間以上前の日となります。</p>
		3	<p>要領第2条第1号に規定している「年未年始休暇6日間、夏季休暇3日間」は、いつを想定しているのか。</p> <p>次の日としますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。</p> <p>夏季休暇：8月13日から8月15日まで                      年未年始休暇：12月29日から1月3日まで</p>
		4	<p>要領第2条第1号の規定により「年未年始休暇6日間、夏季休暇3日間」は、対象期間外の期間となるが、この期間内に休工日が重なる場合、その日は休工日の実績にならないのか。</p> <p>年未年始休暇6日間や夏季休暇3日間を対象期間外の期間としたことにより、4週ごとの算定で4週8休が達成できなくなる場合が想定されますが、それぞれの休暇内における休工予定日（休工予定日が土日であれば土日）を休工日としてカウントすることができる取扱いとします。この取扱いにより4週8休が達成できるのであれば、対象期間外を設ける事により4週8休を達成することができない場合であっても、当該4週内に、別途、休工日を設ける必要はありません。</p>
		5	<p>要領第2条第2号の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのようなものか。</p> <p>次のような作業が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業</li> <li>・ コンクリート養生、レイトンス除去作業等の工事品質を確保するうえで必要な作業</li> <li>・ 立入禁止柵の設置、風飛散対策の実施等の公衆災害を防止するための作業</li> <li>・ 安全パトロール、保守点検（建設機械のメンテナンス）</li> <li>・ 監督員が現場管理上必要と認める作業</li> <li>・ 交通誘導警備</li> <li>・ 現場見学会</li> <li>・ 地元対応協議</li> </ul>
		6	<p>要領第2条第1号に規定している「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」に、①発注者の指示で休工予定日に工事を行う期間、②災害発生時の対応作業を行う期間は該当するか。</p> <p>①例外的に該当する場合があります。</p> <p>発注者の指示により休工予定日に工事を行うこととなり、4週8休の達成に支障が生じる場合は、原則として振替の対応を行ってください。ただし、当該指示の内容、当該指示以前の工程管理の状況、工事の条件等から、振替による対応を求めることが適当でないと発注者が判断する場合は、一定の期間を設定し、同号の「受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間」に該当する対象外期間として取り扱います。</p> <p>②該当しません。</p> <p>災害発生時の対応作業は、要領第2条第2号の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」であるため、当該作業を行っても、休工とみなします。</p>

第5条	1	施工計画書に関し、契約金額が500万円未満の土木積算基準による工事のように、その提出の必要がないとされる場合であっても、週休2日モデル工事であれば、施工計画書を提出しなければならないのか。	施工計画書の提出は必要ありません。週休2日確認書だけを提出してください。	
	2	「週休2日確認書」の記載はどのようにすればいいのか。	記載例は、別紙1のとおりです。	
	3	工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事について、要領第5条の週休2日確認書には、工期をどのように記載すればいいのか。	工期延長を見込んだ工期（延長後の工期）で記載してください。	
	4	建築積算基準による受注者希望型の案件について、週休2日確認書には、工期をどのように記載すればいいのか。	週休2日確認書には、週休2日による延長を見込んだ工期で休工日の予定を記載してください。建築積算基準による受注者希望型の案件に限り、発注時に設定している工期末前に、4週8休の達成状況に応じ、「週休2日を理由とする」工期延長の変更契約を行う場合があります。	
第8条	1	工事中標示板による標示は、どのような記載をすればいいのか。	記載例は、別紙2のとおりです。	
別表	1	要領別表（第10条関係）について、最終期の末日から現場作業完了日までの日数に対象外の期間が含まれる場合は、日数はどのように数えるか。	対象外期間の日数は除いて、カウントしてください。	
フロー	共通	1	複数年度の工事の場合の変更契約のタイミングはいつか。	受注者希望型については、補正のタイミングは最終年度 of 契約変更時（工期末前）になります。達成の有無は、工事全体を通して判断します。発注者指定型についても、達成の有無は、工事全体を通して判断しますが、各会計年度の支払時期に、4週8休の達成が不可能な状況になっている場合は、その時点で減額変更を行うことがあります。
	発注者指定型	1	「4週8休以上を達成しない場合は、減額補正」は、1週期だけ達成できなかった場合でも、工事期間全てにおいて減額補正となるのか。	それぞれの4週ごとの達成状況のうち、最も低い達成状態を当該工事全体の達成状況とします。発注者指定型の場合、いずれかの4週の周期で4週8休に満たない周期があれば、工事全体において減額補正を行います。

その他	1	祝日の取扱いは、どのようになるのか。	休工日として休工すれば、休工日の実績とすることができます。
	2	降雨等により休工予定日以外の日において休工した場合、その日は休工日の実績となるのか。	監督員と協議し、他の休工予定日を予定外の休工した日に振替える手続を行えば、休工日の実績となります。
	3	工期延長をした場合の4週8休の取扱いはどのようになるのか。	現場条件等の相違により不測の日数を生じる場合は、従来どおり監督員と工期延長の協議を行ってください。その結果、延長が認められた場合は、延長された期間も週休2日モデル工事の対象期間となりますので、改めて週休2日確認書に休工日の予定を記載し、監督員に提出し、その協議をしてください。
	4	昼間の作業と夜間の作業が混在する工事において、休日はどうに考えればいいのか。	1日（24時間）を超えて現場や現場事務所が閉所された状態が確保できる場合は、休日として取り扱います。この場合においては、勤務開始日を出勤日とします。  (例) 木曜日の2時から金曜日の6時の施工は、木曜日に出勤したものととして取扱います。この場合において、現場作業の再開が土曜日の6時以降であれば、金曜日は現場や現場事務所が閉所された状態が確保されたものとして休日として取扱います。
	5	4週8休以上が達成できなかった場合のペナルティーはあるか。	ありません。

「要領」：高松市週休2日モデル工事実施要領

「フロー」：高松市週休2日モデル工事の手続フロー



別紙 2

ご迷惑をおかけします

高松市週休 2 日モデル工事

〇〇の〇〇工事をしています

令和〇〇年 〇月 〇日まで

時間帯 8:30~17:00

〇〇〇〇工事

発注者 高松市都市整備局建築課  
電話 839 - 2533

工事監理者 〇〇〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇建設株式会社  
電話〇〇〇-〇〇〇〇  
現場代理人 〇〇〇〇  
主任技術者 〇〇〇〇